

消 防 情 第 100 号  
平成 29 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

総務省消防庁防災情報室長  
( 公 印 省 略 )

Net119 緊急通報システムの導入について (通知)

消防庁では、今般、会話に不自由な聴覚・言語障害者が、スマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステム (以下「Net119 緊急通報システム」という。)に関する報告書を取りまとめました (消防庁ホームページ [http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h28/119tuuhou\\_tayouka/houkoku/houkokusyo.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h28/119tuuhou_tayouka/houkoku/houkokusyo.pdf) 「119 番通報の多様化に関する検討会報告書」参照)。

Net119 緊急通報システムは、聴覚・言語機能障害者が円滑な緊急通報を行うために必要であることから、各消防本部 (非常備消防を含む。以下同じ。)におかれては、この報告書を活用し、早期に整備していただく必要があります。共生社会づくりを進める観点からも、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催されることを踏まえ、平成 32 年度を目標に全国の消防本部で導入を進めていく必要があります。

貴職におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してこのことについて周知のうえ、Net119 緊急通報システムの導入が進むよう助言していただくとともに、必要な取組を行っていただくようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(連絡先)

総務省消防庁 国民保護・防災部防災課  
防災情報室 阿部補佐、塚狭係長、村田事務官  
TEL 03-5253-7526 FAX 03-5253-7536